

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

第6条第1項第3号及び第4号に規定する配慮に関する基準

次に掲げるものは、長期優良住宅建築等計画の認定を行わない。

1 良好な居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

(法第6条第1項第3号)

(1) 地区計画等の区域内における取扱い

次の地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る）に適合しないもの。

- ・ 竜丘地区計画
- ・ 川路地区計画
- ・ 上郷地区計画
- ・ 座光寺地区計画

(2) 景観計画区域内における取扱い

飯田市景観計画区域内（飯田市全域）において、申請建築物が当該景観計画に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合しないもの。

(3) 都市計画施設等の区域内における取扱い

- ・ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ・ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(4) 景観協定の区域内における取扱い

景観法第81条第1項に規定する景観協定の区域内において、申請建築物が当該協定に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に係る具体的な制限に限る。）に適合しないもの。

2 自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準

(法第6条第1項第4号)

(1) 災害危険区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する区域内

(2) 地すべり防止区域

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する区域内

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する区域内

(4) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する区域内